

東京都青少年問題協議会における障害者差別発言及び、
侮辱発言に対する抗議及び経緯説明及要求書

2009年11月3日

子どもの人権と表現の自由を考える会

URL : <http://cjhikangaeru.web.fc2.com/>

代表：新川 淳平

情報担当：小島 朗

日本国民有志一同

序文

我々「子どもの人権と表現の自由を考える会」並びに、本要求書に賛同する国民有志一同は、東京都青少年問題協議会の第7回及び第8回の会議において発言された以下の発言を公式に抗議すると共に、何故このような障害に対する無知、法律に対する基本的な知識の欠如、差別を容認するような人格を有した人物が、青少年の将来を形作る会議に出席しているのか、東京都知事及び東京都に対し説明責任を果たすよう求めます。

また本件はすでに当会において、内閣総理大臣、法務大臣、文部科学大臣、衆参両院議長に経緯説明を記した文章並びに、東京都青少年協議会の第7回、第8回の全発言内容を送付させていただいている事を付け加えさせていただきます。

我々は人権を尊重し、差別を生まない社会、冤罪を生み出さないという観点から、児童ポルノ改正案の単純所持規制の部分について反対をしています。

また我々が本批難文に添付する資料並びにこれまで用いてきた統計データは、すべて日本国の行政当局の出したデータ並びに、世界の各学会、海外のNGOによる最新研究文章です。

これらの統計データに対する反論は、どうぞ統計を取った各団体に行ってください。我々はすべての統計データの出展先を開示しています。

妄想と統計データのどちらに信憑性があるのか、それを判断するのは社会でしょう。

抗議対象となる発言一覧（口語の要約）

1：住田委員発言

私は、犯罪者を扱っておりますので、最近急激に性犯罪というのは確かに増えているんです。

2：新谷委員発言

アニメ文化・ロリコン文化？が原因で性犯罪に巻き込まれる子どもが増えている。

3：発言者不明

少年誌等における性表現の氾濫

4：新谷委員発言

（児童ポルノ的）アニメやマンガがあるからこそ、そういった人たちの性向や傾向を助長する。

5：前田部会長発言

最後は、法律の世界では常識で、こういうものがあつたら増えるという人が多い感じがあれば法的に禁止するのは当然。そのときに統計データがなければ禁止できないというのはナンセンスだと思いますね。

6：発言者不明

今年度6月2日におけるレイプレイ問題における発言

7：新谷委員発言

他の先進国は子どもの権利条約に基づいて規制をひいているのに、日本はアニメやマンガの愛好者による反対派団体の主張する表現の自由に配慮しすぎて中々規制が進まない。

極論を言えば、統計やデータなど反対派団体に示さずに、自分達だけの正論を突きつけてやればいい。

8：新谷委員発言

アグネス・チャン氏の論理的・感情的発言で、反対派議員が閉口した。

9：内山委員発言

海外の児童ポルノ法を例題に挙げた、写真店等への通報条項の件について

10：大葉委員発言

過激なアニメ・マンガ等を好む者達を、障害者とする認識を社会的に作り上げていく事はできないか？また、法案に反対する人物からの抗議文は暴力であり、反証を出す必要も無いほどの暴力である。

11：大葉委員発言

性同一性障害という同じ位置づけで、子どもたちに対する性暴力を好む人たちを逃がしていくとしたら、障害という見方、認知障害を起している人たちという見方を主流化する必要があるのではないかと思うんです。

評価対象となる発言一覧（口語の要約）

1：吉川委員発言

精神的に未熟な子どもが、自分がモデルになったりする行為に対し正常な判断ができるとは思えないので、親が絶対に子どもに不利になるようなことはしないだろうという前提である児童福祉法における親の同意は、その正常な判断ができないような親、そもそも子どもを商売の道具に考えているような親だった場合、同意とか承認というのはたぶん無効になると思う。

2：発言者不明

実際に被害を受けた子どもの精神的ケアや回復についても考えて行くべきである。また、児童ポルノを規制するには、愛好者の生育環境というか、世間の人に納得していただけのような説明が必要ではないかという意見も出ている。

3：発言者不明

インターネット上の児童ポルノについては、風俗営業法の規制の他、プロバイダーの自主規制により削除しているが、プロバイダーが把握するものは限定されるし、把握した場合でも削除率が低く、海外のサーバーを使用された場合は事実上対応不可能。

4：住田委員

子どもの撮影を保護者が同意した件で、やっぱり保護者に対する何らかの罰は必要ではないかなと思っています。保護者がOKしたからといって撮影した人を児童福祉法違反で取り締まることも難しいなどということがあってはいけないと思います。

子どもの人格、人権というのはキチッとあるものですから、いくら子どものことであっても、親がそれを侵害する行為は虐待と同じだと思う。この辺はきっちり変えていきたい、訴えていきたいと思いました。

総論

まず第7回会議並びに第8回会議についての総論を述べさせていただきますが、全体として井戸端会議の域を脱していないという印象を受けます。

警視庁の人間を招いてまで会議を行っているのに、その警察の出している統計データも見ずに議論が行われているのは甚だ遺憾と言わざるを得ません。

また序文でも述べましたが、全体的に人権意識、法律に関する知識、障害に対する見識が極めて低すぎると言えます。

性同一性障害の問題点も調べずに、ただの趣味嗜好の一環と断定し、障害を医学的データも出さずに新たに自分達の考えだけで作り出し、世論をそうした主張が正当化されるよう扇動しようとする姿勢、またそれを嗜める発言をする記録も無いこの会議は、果たして青少年の為の議論なのか、青少年の育成を担うべき大人の取る態度なのか、またこういった委員の発言や態度を見て青少年達が果たしてどう思うのか、我々としても是非とも青少年自身から意見聴取を行いたいと思います。

以降、発言の内容の批難点及び評価できる部分を挙げ、それについての意見を述べさせていただきます。

なお、我々は教師では無いので法律の詳細や海外の情勢を伸べる義務は本来ならありませんが、皆様の不見識、情報不足、恣意的情報操作による意見の統制を見ていて、僭越ながら述べさせていただきます。

まず批難部分1の住田委員発言である「性犯罪が増えている」という発言は、警察庁の犯罪白書（資料1）のデータと明らかに矛盾しています。同様に批難部分2及び4についても、明らかに犯罪白書のデータと矛盾した発言です。所謂オタク文化と言われている物が花開いたのは1980年代初頭と言われていて、資料1の性犯罪データと比較して、批難部分2は「事実と矛盾した妄想上の発言」である事が理解できるでしょう。

また批難部分4については学術的観点からも矛盾しています。仮にアニメやマンガが性的傾向を助長するのであれば、1980年代から犯罪が明確に増えていないと、仮説そのものが成り立ちません。現代ではこういった環境犯罪誘引説（所謂強制効果論）の矛盾を受け、限定効果論において『犯罪効果の全てが環境（物やメディア等）によってのみ影響される訳ではなく、本人の性格的な問題（犯罪を犯しやすい要素を持つ人間）』である事が言われています。

批難対象となっている書籍等について推論するに、恐らくは成年誌の類であるであろう事が類推できますが、購入できる対象が成年のみに限定されている意味を、もう一度あなた達自身が確認をしないと進言します。

次に批難部分3、6、7及び9について伸べる事にします。

まず批難部分3について、20年近くある少年誌を読んでいます、特に性表現が増えた様には感じていません。また少女向けの雑誌に関しては伝聞情報しかない為、正確な発言を行う事はできませんが、男性向け成年誌並の性表現が描かれているという事を聞いた事もする事があります。こういった現象は、そもそものゾーニング問題における議論が女性優位で進められてきた弊害であると断言する事ができるでしょう。男性誌ばかりを危険視するあまり、自分達の読んでいた物、同姓が読んでいる物に対しての緩和的認識があったのでは無いかと自省すべきであり、改めて男女同権の思想の基、ゾーニング問題に関する諸問題を解決すべきであると進言します。

次に批難部分6の所謂レイプレイ問題について、根本的問題としてこの事件は「著作権法違反事件」及び、「知的財産基本法違反」であると断言します。それが海外の人権団体の手に渡り、不正な手段によって圧力を受けたのが事実です。英国の議員はこの件に著作権法違反が絡んでいる事を知って手を引いたという実例があり、日本国としても業界団体としても知的財産基本法16条2項(資料2)を基に、違法物を証拠とした不正抗議には対抗すべきであったと愚考します。

批難部分7についてだが、海外において子どもの権利条約に基づいて規制をひいている国は数少なく、そもそもこの発言をした新谷委員は、「子どもの人権条約」を読んでいるのであろうか疑問に思います。

子どもの人権条約による「児童の定義」とは18歳未満の男女(資料3)であり、各国の児童ポルノ法類似法において児童の定義年齢を18歳未満としている国(資料4)は、我々が知る限り日本とアメリカのみです。

そこで問題になるのが単純所持規制という児童ポルノの撲滅手法ですが、我が国が単純所持規制をひいても、我が国の14～18歳までの児童は一切護られません。何故なら海外では基本的に13～14歳未満を類似法で規制しているのみで、我が国で社会問題となった所謂「援助交際」関係の写真や動画は、海外のサーバーに保存してしまえば刑法3条(資料5)の観点から見ても合法になってしまうという矛盾を抱えているからです。

特に中国やロシア・韓国のサーバーは国内の法的不備(資料6)、年齢基準の問題からハードコアな児童ポルノを保存しやすい状況にあるという事が指摘されています。

また、「極論を言えば、統計やデータなど反対派団体に示さずに、自分達だけの正論を突きつけてやればいい」といった発言は、まさしく独裁国家における独裁者の思考であり、民主主義国に住み、民主主義教育を受けた者として容認する事はできません。仮に単純所持規制推進派が何ら根拠も示さずに、メディア等を用いて国民を騙す形での規制を行うというのであれば、我々はそういった考え方、行動そのものが国民にとって有害であると判断せざるを得ません。

次に批難部分9に関して、このような措置を国内で行う事は、我々は否定的です。ただし、現行法の3号ポルノ規制（資料7）がもっと国民にとって判り易く、また問題となりえる児童虐待等の写真の撲滅が遅滞無く行えるのであれば、検討に値すべきだと考えます。写真店における通報義務問題については、現行法の3号規定及び、我が国よりも厳しい通報基準を持っているはずのアメリカにおける冤罪問題等を周知した上で、リスクとメリットを国民が判断できる環境においてのみ決定されるべきであると提言します。

批難部分5、10、11については、今この文章を書いている時もまさしく批判的になっています。

まず「法律の世界では常識で、こういうものがあつたら増えるという人が多い感じがあれば法的に禁止するのは当然。そのときに統計データがなければ禁止できないというのはナンセンスだと思いますね」という前田部会長の発言ですが、法律の成り立ちや近代法の制定された歴史を知らない人なのではないかと疑ってしまいます。前田氏が目指しているものは、法律の世界に生きる人間による新しい人治国家創出か、もしくは絶対王政の復権なのでしょうか？近代法はいつでも民衆によって望まれた場合によってのみ制定されるべき物であり、その際の議論に即した統計データが無い場合、最初から議論にすらなりません。『嘘だろうが何だろうが皆にそう思い込ませれば規制できる』という事を公の場で発言している様にしか聞こえないのです。このような考え方が法律の世界では常識だったとしたら、そんな常識はドブにでも流して棄ててしまったほうがいいでしょう。

次にもっともインターネットを通じて批難の多かった発言で、当会がこの文章を作成する事を決定付けた10、11の大場委員の発言ですが、我々は彼女こそが青少年にとって有害であると結論付けなければならないと考えます。医学的根拠も無く、社会を扇動して新しく差別や障害を作り上げようとする姿勢を容認する事は決してできないし、こういった考え方を主流化する事も決してありえません。また法案に反対する人間からの抗議文章が暴力であると主張するのならば、すべての法案に対して我々国民は何も反論せずに、単に黙って見ているとでも言うのでしょうか？確かに我々は代表者として議員を選んでいます。細かい個々の法律に関してまで議論して選んでいるわけではありません。それこそそんなところまで議論していたら、2週間という枠組みの中では到底選挙期間が足りないし、不必要に税金を浪費するだけで無意味です。

我々が疑問視しているのが、何故彼女の様な独裁主義とも、民主主義の否定とも、また差別を容認するような言動を取る人間が、「有識者」として選ばれ、青少年の未来を考える会議に参加しているのか？です。この件に関しては、正式に東京都議会並びに東京都知事に回答を求める事とし、当会としても青少年達に「こういった考え方の持ち主が、自分達の未来を形作り決定する会議において必要か、不必要か」の意見を聞いてみたいと考えています。

批難点の最後として、8のユニセフ国内協力委員会である、特殊財団法人日本ユニセフの大使、アグネス・チャン氏と、元衆議院議員の討論の内容についてですが、少しでも法を知っている人間ならば苦笑せざるを得なかったのではないのでしょうか？

彼女はタイ国内の児童ポルノ問題を日本の法律を改正してどうにかしようと呼びかけていますが、日本の法律をいくら改正したところでタイ国内の児童ポルノ問題は何ら解決しません。何故ならタイは主権国家であり、日本の属国では無いからです。日本の法律がいくら変わった所で、タイの法律は何も変わりませんし、日本国がタイの法律改正に対し圧力をかけることもありません。

それなら日本で単純所持規制をひけば、タイの子ども達の児童ポルノが激減するか？といった問題が挙げられますが、それも断じて有り得ません。すでに現行法において、児童ポルノの提供は犯罪であり、日本国内では児童ポルノサイトのURLの掲示だけでも逮捕される事例や、写真一枚の提供でも逮捕できる等、世界で最も厳しい基準を持った法律を有し、極めて高度な警察組織を持った国です。流通を撲滅すれば、結局は持てなくなるのだから、徹底した流通の撲滅こそが急務であり、法の抜け穴となっている子どもの人権条約に準拠しない法を施行している国と、児童の年齢及び児童ポルノの定義問題に関して共通認識及び共通法を有する事こそ、世界的児童ポルノの撲滅に向けた急務であると、当会は19ヶ月に渡り提言してきました。そういった国際的撲滅手法や考えが、不思議な事に単純所持規制推進派の側からまったく聞かれないのが、我々としても不思議でたまらない状況なのです。

また、タイでの買春問題であるが、すでに我が国では違法としてタイ警察の要請があれば捜査する状況が刑法3条の観点から整っているという事ができます（資料5）。仮にアグネス氏が日本警察に対し、タイ警察の要請も、タイ政府の許可も無く、日本警察に対してタイ国内で捜査をする事を要請しているとするならば、重大な主権侵害及び内政干渉問題として糾弾せざるを得ません。日本の警察がいくら優秀でも、超能力者は決していない上に、捜査を行って証拠を集めなければ公訴できない事も付け加えておく事にします。

同じようにタイでの買春問題ですが、オーストラリアの児童人権団体の調査により、東南アジア各国における買春問題を調査した資料がある事を付け加えておきます（資料8）。

この調査報告書によると、少なくともタイ・フィリピン・カンボジアの3カ国において、児童買春罪で逮捕された日本人は一人も存在しません。（ただし、我々もこの統計データは桁が一桁程少ないのではないかと疑っている事は付け加えておきます）

このような統計データがあるにも関わらず、何を根拠にして「日本は児童人権侵害が日常化した異常な国」と言うのか、これは反対派が10年間に渡り日本ユニセフや推進派に客観的・統計的データを示せと要請してきたようですが、その答えが前田部会長の発言のような「統計データがなければ禁止できないというのはナンセンス」という考え方なならば、なるほど納得できる物となります。

要するに東京都**青少年問題協議会**の言い分は、「自分達が気に入らなければ、統計など示さずメディアを悪用して国民を欺き、反論されれば暴力だと言い張り、自分達に都合のいい正義を行使する民主主義の名を借りた独裁国家を作りたい」という事なのでしょうか？

また児童ポルノ問題における日本非難の根拠となっているのが、「毎日新聞英文記事問題」なのではないかと、我々は疑っています。見るに耐えない、聞くに耐えない程酷い記事の羅列ですが、「日本では近親相姦が日常的に行われている」とか、「女子高生の買春指南」等の記事を海外向けに発信していたのは、間違い事なき日本の3大新聞社の一つであり、日本ユニセフの国内協力会社と称される毎日新聞なのです。この問題に関しては、我々とは別の団体や個人が徹底的に糾弾し、毎日新聞側が謝罪広告を出すといった経緯がありますが、果たして海外に対し犯罪の教唆を行ってきたような組織が、まともに児童の人権に関して考えられるのか疑問を呈します。

このようにアグネス・チャン氏の発言に関して論理なんて物を持ち込むと、すべてが現行法や国際秩序によって否定されてしまうという矛盾が存在しますが、それでもまだ彼女の発言が論理的だと言えるのでしょうか？もちろん感情的である事は我々も否定はしません。

しかし、彼女の法規制論はすべて突飛な話であり、タイの国内問題に関して当事者国であるタイ政府に対して要望をせずに、日本国内の法律を変えろと言われても、普通の論理的思考の持ち主であれば「タイに言え」と一蹴するか、あまりにも感情的な物言いに閉口せざるを得ないと考えます。

また、日本ユニセフが協賛した映画「闇の子ども達」に関してですが、医学的観点から「人間の身体はレゴブロックではないので、あんな事はありえない」と付け加えておきます。何故あのような医学的根拠も無い作り話が、実話という触れ込みで公開されたのか、甚だ疑問に感じますが、基礎的な生物学を学んだ高校生でも容易に判断が付く程度の稚拙な作り話だったので…。

もしかしたらここにも「統計なぞ提示せず、自分達の正義を突きつける」という姿勢が見え隠れしているのかは判りませんが、当の日本ユニセフ自体が団体としての回答を拒否し続けている為、本人達にしか判らない事ではありますが、少なくとも東京都青少年協議会の言う正義が「根拠も示せないが自分たちがこう思うから、嘘をついてでも社会的にそう皆が思うように誘導する」という正義だったとしたら、我々は民主主義と多様な価値観の保全の為に弁論をもって抗戦せざるを得ないであろう事が言えます。

最後に

最後になってしまったが、評価点に関しては単純所持規制反対派である当会も、ほぼ同意見である事を付け加えておきます。我々は過去に文章を通じて各政党に質問状を提出したり、意見を送付したりしていますが、特に我々が重要視しているのが「被害児童の心のケア」及び、「被害者を伴った児童ポルノの提供撲滅」であり、我々の意見そのものが「一部の反対派は児童の人権を尊重している」という証左になりえる物であると断言します。

また当会では子どもの保護を一番に行う家庭を一番重要視しており、単純所持規制に反対するのも、海外の実情を見て「冤罪リスクの方が高く、決して児童の保護に繋がらない」と判断したからに過ぎません。子どもをこういった犯罪から護るべきは家庭であり、両親であるべきなのですから、子どもに対する（性）虐待問題に関して家族・親族による犯罪が9割を占めるといった矛盾した状況は改善されなければならないし、子どもを護るべき親が冤罪で逮捕されるという状況も回避しなければなりません。これについては、子どもの頃に虐待経験のある大人のケア等を行い、自分の子どもを虐待しないようにする世代間伝達の阻止、また若年者に対する性教育を行う事による望まない妊娠の防止、自分の子どもの児童ポルノ写真等を販売して金銭を得るような親の親権一時停止等が有効な施策ではないかと考えます。

創作物規制における考え方としては、古代中国で行われた焚書・坑儒や、ナチスドイツ下で行われた退廃芸術展の教訓から、特定の個人の人権を侵害するような表現や猥褻物規制法に該当する表現に限ってのみ規制すべきであり、集団的人権という概念や、公共の福祉の考え方を規制論に導入してしまうと、我々はすべての表現の自由・言論の自由を手放さなくてはならなくなってしまう危険性を孕んでいると認識しています。

また当会のサイトに掲示してあるように、児童ポルノ法を「個人法益を護る為の法益」から、「一部の人間の嫌悪感による社会法益」へと変容させる事には絶対的に反対します。下手に社会法益性を持たせて、この法律で護るべき児童の権利を放棄する事は、そもそもこの法律の趣旨とする所ではありませんし、本来の目的を著しく侵害する行為であると言えます。一部社会法益性を持った現行法でさえ、児童ポルノ法の製造罪で児童が逮捕されるという矛盾した状況が生まれているのです。

こうした矛盾した状況や、根本的に児童の人権問題や児童ポルノ問題を改善する為の議論や手法、改正案は大いに歓迎しますが、一部の個人的嫌悪感や、宗教的道義心等による改正案には断固として反対する事を表明して、本文を締めさせていただく事にします。

石原東京都知事及び東京都議会は、11月中に質問部分に関してご回答をいただけると幸いです。

また、この文章及び回答に関しては、全て当会ホームページ上に掲載させていただいております事をご了承下さいますようお願い申し上げます。